

平成28年11月定例会 総務委員会（付託）

平成28年12月7日（水）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時22分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成29年度に向けた県民環境部の施策の基本方針について（資料①）

田尾県民環境部長

この際、1点、御報告させていただきます。

お手元に配付をさせていただいております、資料1、横長1枚ものを御覧ください。

平成29年度に向けた県民環境部の施策の基本方針についてでございます。

県民環境部は、とくしま県民総活躍社会創造プロジェクトとして、全ての県民が活躍できる社会の構築を目指し、各部局との連携を図りながら、限られた財源を重点的・効果的に各種施策に活用できるよう努めてまいります。

そこで、来年度の予算編成に向け、県民環境部の施策の基本方針や方向性について、三つの柱で御説明をさせていただきます。

一つ目の柱といたしましては、「若い世代の夢を叶えるプロジェクトの推進」でございます。

まず、女性の活躍で「一億総活躍社会」の実現であります。今年度は女性活躍推進法が本格施行されて、本県におきましても県民環境部長を本部長とする女性活躍統括本部を新たに設置したのを皮切りに、6月議会におきましては、ともに輝く「新未来とくしま」創造プランを議決いただいたところであります。来年度におきましては、女性の活躍推進を更に加速させるため、ときわプラザを拠点に活動を強化するのをはじめ、女性活躍の旗振り役を積極的に努めてまいります。

また、本年7月にオープンしました性暴力被害者支援センター「よりそいの樹 とくしま」の運営をはじめ、関係機関等と連携・調整し、総合的な支援のコーディネートを実施するなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。

続きまして、「出逢い・結婚、妊娠・出産、子育て」の切れ目ない支援では、希望出生率1.8をかなえるための取組としまして、まず、「出逢い・結婚」の希望をかなえる、とくしまマリッジサポートセンター、通称マリッサとくしまを中心とした、結婚支援の強化に腰を据えて取り組むとともに、「妊娠・出産」の希望をかなえる施策として、産前・産

後の母親のサポートを実施してまいります。

また、子育ての希望をかなえる施策としては、認定こども園や保育所の整備など、待機児童解消に向けた対策を促進し、子育て世帯の育児に対する不安や悩みの解消に向けた取組により、子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

続きまして、子どもの未来を応援では、今議会において報告させていただきました「とくしま青少年プラン2017」に掲げた計画を着実に実行し、とくしまの未来を担う若者を育成してまいります。

また、社会問題となっております、子供の貧困対策をきめ細やかに推進するため、ひとり親家庭への支援や、児童養護施設等の退所児童への自立支援を後押しするとともに、後を絶たない児童虐待を防止するため本年6月の改正児童福祉法に機動的に対応し、児童虐待防止のための体制を強化してまいります。

また、県民参加型による人権啓発を推進していくため、あいぼーと徳島を拠点とした、共生社会・協働社会の実現に向けた人権啓発に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、二つ目の柱となる「文化・スポーツの『とくしまレガシー』創出」でございます。

まず、徳島だからできる芸術文化の創造・発信では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国で文化プログラムが展開される中、徳島が誇る「あわ文化4大モチーフ」と「あわ3大音楽」による発信力の強化に全力で取り組むとともに、担い手あつての文化でありますので、県民一人一人が主役となる機会を創出し、あわ文化を未来に継承していくため、県民全てが文化の担い手となる取組の推進や、あわ文化を担う次世代後継者の育成に取り組んでまいります。

次に、国際スポーツ大会に向けた挙県一致のキャンプ地誘致活動等の展開では、海外アスリートとのスポーツ交流を推進するとともに、キャンプ地誘致に向けた施設の整備や、オリンピック等を活用した県内機運の醸成を図り、産学民官一体となった準備活動を加速化させてまいります。

また、「スポーツ王国とくしま」の更なる推進では、新たな視点による県内競技者への支援体制の構築や、スポーツ実施率の向上に向けた更なる取組により、徳島の元気を創造してまいります。

続きまして、三つ目の柱であります「『環境首都・新次元とくしま』の推進」でございます。

本年9月議会で、議決いただきました「すだちくん未来の地球条例」をバイブルに、未来の地球を守る「脱炭素社会」の実現に向け、「脱炭素型」ライフスタイルへの転換や、新たな環境活動連携拠点の運営・活用、適応策の情報共有と発信など、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策に取り組み、全国をリードすることはもとより、地球規模での貢献をしてみたいと考えております。

次に、自然エネルギー・水素エネルギー活用の新たな次元へとして、「徳島発！自然エネルギー新領域の開拓」に取り組んでまいります。また、水素エネルギーの多様な利活用

を加速するため、燃料電池バスやフォークリフトなどの新たなモビリティへの展開の検討や、地域防災力強化、産業利用の推進を図ってまいります。

次に、持続可能な「循環型社会」の実現では、資源の循環利用と廃棄物適正処理体制を推進し、高濃度PCB廃棄物の期限内全数処理の促進や、食品ロスの削減に向けた県民運動の展開を図ってまいります。

自然と調和する「生物多様性とくしま」の実現については、様々な知見を持つ、各種団体との連携により、コウノトリなど、希少野生生物の保護事業の展開に取り組むとともに、侵略的外来生物の早期発見・駆除のための体制を強化してまいります。

また、美しく豊かな環境の継承では、9月議会で報告させていただきました瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画に基づき、地域の力による人と自然が共生した豊かな里海づくりの推進など、環境保全の取組を強化してまいりたいと考えております。

これらの施策の方向を揺るぎなく前進させていくために、「とくしま県民総活躍社会」創造プロジェクトの担い手として、我々、行政はもとより有力な担い手としてのNPOを積極的に支援しながら育成し、県民と行政が協働して「県民総活躍社会」を創造してまいります。

県民環境部の平成29年度に向けた施策の基本方針については、以上でございます。

南委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

ただいま説明を頂きました。まず、自然エネルギー新領域の開拓というふうなことがありますけど、私も今回の代表質問におきまして、太陽熱をはじめとした未利用エネルギーの調査研究を積極的に進めたらどうかというふうな御提案をしたところ、早速、知事のほうから、未利用エネルギー検討委員会を創設して協議をしていくというふうな回答を頂きました。

その立ち上げる検討委員会で協議する未利用エネルギーについてお伺いしたいと思いますが、まずその定義というか、どういうものを検討していくんでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

先般、中山委員から御質問いただきました未利用エネルギーの関係のことで、知事のほうから、検討委員会を立ち上げるというふうなことで御答弁させていただきました。その未利用エネルギーの検討委員会でのその定義というふうな御質問でございますけれども、一般的に未利用エネルギーということでございますと、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、利用効率等につきまして課題があり、実用化がまだ十分図られていない、

いわゆるこれまで利用されてきていなかったエネルギーの総称というふうなことで考えてございます。

しかしながら、この検討委員会におきましては、御答弁申し上げたときの海洋エネルギーや温度差熱のラボレベルでの実証エネルギーはもとよりでございますけれども、実際、実用化に近い形ではいってるんですけれども、県内でまだまだ利用されていない未利用エネルギーというのも、バイオマスの関係もございますので、そういった幅広く未利用エネルギーというふうなことの定義をしてまいって間口を広げて、その中で、どういったことができるのかということを検討してまいりたいと考えてございます。

中山委員

太陽熱エネルギー、提案しましたけども、今、ペットボトルを温めて、それを給湯に使うとかいうふうなのはもう実用化されておるらしいんですけども、やはり大きな設備が必要だということで、まだまだこれから検討段階だと思います。

しかしながら、太陽熱エネルギーというのは、やっぱり水を温めて蒸気でタービンを回してというふうな、そしてそこからエネルギーを確保するというふうなことになると思いますが、そのときに、例えば、水の代わりに海水を利用したら、蒸発することによって電気は得られるし、なおかつ塩も得られるんですね。だから、例えば、和田島町なんか、入り江の辺りに広い土地がありますから、そんなところも活用して、一つのモデルを早急に検討していただきたいと思えます。

徳島県は、もう自然エネルギー先進県ということをやうたっておりますし、会長県でもありますので、是非とも手早く取り組んでいただきたいと思えますが、そのプロジェクトチームというのはいつぐらいに立ち上げる予定でしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

検討委員会やプロジェクトチームについての立ち上げの時期についてでございます。

代表質問の際に、早期にというような形で知事のほうに御答弁申し上げたと思えますけれども、もちろん新年度になってという話にはならなくて、本年度内にはできるだけ速やかに立ち上げたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

中山委員

速やかにですけども、時期を決めて、やはり熱いうちに打てというふうなことで、すぐにでも立ち上げていただきたいんですけども、期待される効果というのはどういうものがありますか。

岡島自然エネルギー推進室長

実は、いろんな検討段階というふうなところも多々ございますので、先ほど間口を広げると申し上げたところもあるんですけども、徳島県において非常に適切なのか、適

応できやすいというか、そういった未利用エネルギーということをやうまく図って行って、先ほど委員がおっしゃったように、できるだけ早めに実用化といいたいでしょうか、利用できるような形で検討していきたいなというふうに考えてございます。

そういったことで、今度この検討委員会のメンバーの方には、実際そういった未利用エネルギーの研究にも努めておられる方もいらっしゃると思うので、是非そういった方にも御協力いただきながら、できるだけ速やかに、具体的な成果、いわゆるエネルギーとして皆さんにお使いいただけるようなものにできるように、できるだけ頑張りたいというふうに考えてございます。

中山委員

脱炭素社会の実現に向けた新たな削減目標の設定ということで、自然の恵みを循環させるスマートな社会の実現ということで、全国の目標が2030年に26%ですかね。それを大幅に上回る40%というふうな目標を掲げて、これを達成するには非常に厳しい道のりだと思います。ですから、もう即座に、時を置かずに、いろんなこと、できること、立ち上げを検討していただいて、特に来年度、小松島市でも小規模バイオマス発電の工場を建設するというふうな話も出ております。だから、そういうふうな支援も併せてしていただきたいと思いますので、是非とも目標が早期に達成できるように頑張りたいと思います。

二つ目、これはおととい、阿南市で社会人野球の三菱重工広島がキャンプを張ることが新聞に載っておりました。小松島市の隣の阿南市というのは、野球の町として非常に頑張っているし、本当にうらやましいなと思いついて、これによって選手とコーチを含め全員で35人が阿南市に来てくれて、そこで旅館に泊まってくれるということで、大きな経済効果を期待されているということです。

今度、3大国際スポーツ大会というのが2019年から2020年、2021年とあります。そのときに、ジョージアに対してラグビーのキャンプ地誘致というのをお願いしているという話を伺いました。何でいきなりジョージアというのが出てきたのかというのを、お聞きしたいと思います。

原国際スポーツ担当室長

誘致対象国がジョージアとなった理由についての御質問でございますが、参加枠20チームのうち、前回イングランド大会の成績から、日本を含めまして12チームの出場が決まっているということになります。これらのチームの中から、事前キャンプ地の誘致を行おうということで準備を進めておりましたら、11月に日本代表が海外遠征の試合を行ったジョージアがキャンプ地を探しているという情報を得ましたので、その要件等の情報収集に努めた結果、徳島県の受入環境で対応が可能ということが判断できましたので、誘致対象国とさせていただきます。

中山委員

一昨年でしたか、五郎丸が人気でしたね。タイムリーに、徳島新聞の今日の人の欄にも、ラグビーのコーチになった、イケメンの人が紹介されておりました。やはり、今、正に、2019年に向けてラグビー人気がまた再燃してきているのかなと思います。

地元、つるぎ高校も全国大会に出るという話で、徳島県も、私が在学していた頃の城南高校も、笠井監督という本当に厳しい、今ではしてはいけないような指導をしていただいて、城南高校も強かったんですけど、なかなか、西部の高校には勝てず、今回つるぎ高校が花園出場に決まったんですね。

常々、スポーツというのは、音楽もそうですけども、本当のプロのパフォーマンスというのは、もう全然、アマチュアとは雲泥の差があるんですね。それを見る機会というのは徳島県では少ないので、それがまたキャンプに来てくれて、常に日頃の練習の仕方から始まっているいろんなことを見られるというのは、スポーツの底上げに対しても非常に有効な手段だと思います。

先ほど話しましたように、いろんな経済効果等もあると思いますけれども、県のほうで、もしそのジョージアが実現したらどういうふうな効果があると期待しておりますか。

原国際スポーツ担当室長

徳島県にとってのメリットはということでの御質問でございますが、キャンプ地誘致など、3大国際スポーツ大会の取組が、本県の地域活性化、健康増進、また生涯スポーツの振興といった課題解決につながると考えております。

特に、このジョージアであれば、初めての東ヨーロッパからの国の交流でありますし、人口約370万人、ラグビー人口は1万人ながら、伝統的な身体能力を生かしたプレーで強豪国となっているところでございまして、日本の中の徳島県にも似ているかなというところもあるかと思っております。徳島県民にジョージアという国の親近感を持っていただけるほか、郷土愛や、スポーツ人口が少なくてもレベルアップができること、さらには個々の身体能力を上げることによる競技力の向上など、若者のモチベーションアップや生涯スポーツの振興などにもつながるものと考えておりますので、それがメリットかと思っております。

中山委員

受け入れるのなら、早期に受け入れる必要があると、もう早いにこしたことはないと思いますけど、いつぐらいに予定されておりますか。

原国際スポーツ担当室長

受入時期の御質問でございますが、具体的な視察日程というのはまだ示されておられませんけども、来年5月または6月で考えるとのことをお話を頂いておりますので、事前の調整からしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

中山委員

5月か6月ということで、もう結構な人数が来てくれるんですね。チームやコーチとか、人数はわかりますか。

原国際スポーツ担当室長

来る人数の御質問ということですが、準備のための視察ということですので、会長でありますとかコーチ、監督等、限られた方々の視察になるかと思っております。

中山委員

是非とも実現できるように、徳島県の魅力を大いに発信していただいて、受け入れるにはいろんな整備が必要だと思います。入田町の徳島市球技場は、二つの球技場があるんですけど、残念ながら駐車場が少ないということも聞いておりますので、そういうふうな整備も見据えて、早急に検討していただきたいなと思います。

あと、オリンピック関係で、その代表質問のときにも、ネパールが興味を示していただいているというふうなことを聞きました。1月に来るということなんですけども、どういった施設を見ていただけるんでしょうか。

原国際スポーツ担当室長

ネパールが来た際の視察先はという御質問でございますが、ネパールは、リオデジャネイロ大会では陸上競技、柔道、競泳、アーチェリー、テコンドーに参加したところでございまして、それに加えて、過去には射撃にも参加している状況から、今回視察をしていただくとなりますと、陸上競技に関しては徳島市陸上競技場、射撃では徳島市ライフル射撃場、競泳ではJ Aバンクちょきんぎょプールなどを御覧いただけたらと思っております。

中山委員

それに関しても、やっぱり整備が必要なところがたくさんあると思いますし、どれも徳島県のお家芸を見ていただけるようなところなので、やはり競技力向上にも大変つながっていくと思います。効果的だと思いますので、それも併せて実現できるようにしっかりとおもてなしをしていただきたいなと思います。

続きまして、事前委員会で説明いただきました指定管理者の指定について、こういうふうに、今、部長のほうから説明していただいた文化・スポーツの「とくしまレガシー」の創出というようなことが書かれておりまして、阿波人形浄瑠璃も4大モチーフの一つで話題かなと思ひまして、その人形浄瑠璃の拠点というのは、阿波十郎兵衛屋敷ではないかなと思います。その阿波十郎兵衛屋敷の管理運営業務というのが、前回に引き続き1者しかないということだったと思います。管理運営業務参加グループというふうな漠然とした名前だったので、そのグループというのはどういうものなんですか。

板東とくしま文化振興課長

県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者についての御質問でございます。

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷管理運営業務参加グループということで、この度、指定議案を出させていただいているところでございますが、このグループに関しましては、二つの法人から構成される共同企業体形式となっております。まず、一つが、公益財団法人徳島県文化振興財団、それともう一つが、特定非営利活動法人阿波農村舞台の会というこの2者で構成されております。

公益財団法人徳島県文化振興財団につきましては、県の郷土文化会館、それから、県立文学書道館の指定管理者ということで、施設の管理業務を行っていただいておりますほか、県内の文化団体の各種事業にも助成あるいは支援を行うなど、長く本県の文化振興の中核的機能を果たしていただいている団体でございます。さらには、郷土文化会館の中にも多数、人形浄瑠璃に関する資料を所蔵してございまして、展示物等、あるいはその資料を活用した人形浄瑠璃の振興にも努めていただいております。

一方、特定非営利活動法人の阿波農村舞台の会についてでございますが、県内にたくさん農村舞台がございます。阿波の農村舞台と人形浄瑠璃をはじめとします地域の文化資源を保存・活用した事業に取り組んでいる団体ございまして、地域と連携しながら、人形浄瑠璃を中心としました農村舞台を活用した様々なイベントに取り組んでいただいておりますほか、農村舞台あるいは人形浄瑠璃に関する調査研究、あるいはホームページ等を活用しましたPR活動に取り組んでいただいているところでございます。

同グループに関しまして、現在、指定管理者として阿波十郎兵衛屋敷を管理していただいておりますが、それぞれが持っております例えば施設の管理運営のノウハウ、あるいは農村舞台を活用しました機動的な事業展開など、お互いの強みとかネットワークを生かす形で施設の管理運営、あるいは事業の企画を実施していただいているところでございます。

中山委員

文化振興財団と阿波農村舞台の会という、もう本当に徳島では文化のことはわかりきっているプロ中のプロの組織だと思います。前回から継続してということなんですけども、この管理運営業務参加グループになって、何か新たな試みというふうなものがあったんでしょうか。

板東とくしま文化振興課長

指定管理者の主な取組ということで御説明させていただきます。

現行の指定管理者におけます取組ということで、例えばになりますけれども、人形浄瑠璃が持ちます新たな可能性を探るといった取組で、洋楽とか邦楽、あるいは舞踊団等、他ジャンルとのコラボレーションによります公演、それから、大分知名度も上がってまいりましたが、新町川のクルーズを活用した形での徳島じょうりりクルーズといった取組、あ

るいは、公演等におきましても、演目の事前の鑑賞ポイントを説明する形でのレクチャー公演みたいな形で、浄瑠璃ファンの裾野拡大と、一方で、後継者の育成に向けた教育普及にも取り組んでいるところでございまして、徐々にではございますが、その効果が現れてきていると感じているところでございます。

中山委員

去年でしたか、おとしでしたか、総務委員会の県内視察において、今教えていただいた徳島じょうりクルーズというのを体験させていただきました。非常に快適で、いい試みじゃないかと。クルーズと併せて人形浄瑠璃を見てもらうというのは新しい試みで、非常にいいのではないかなと思います。やはり、そういうふうな魅力あるものを、まだまだPRする仕方がうまくいっていないのかなと思います。

人形浄瑠璃というのは、ちょうど私も小松島港まつりで、やまももフェスタというのを今年で5回目、行いまして、初めて小松島西高校勝浦校の人形浄瑠璃のクラブに出演していただきまして、練習の成果を披露していただきました。非常に好評で、プロ顔負けでした。勝浦座の皆さんにも手伝ってもらったわけですが、そういうふうに若い頃から伝統文化の継承に向けて努力をされている先生方、生徒たちも多くいらっしゃいます。そういう人たちが活躍できる場所というのは少ないんですね。

農村舞台も、今、また新たな魅力が見直されてきておりまして、私の同級生の住友紀人なんかは、ついこの間も那賀町の農村舞台でコンサートをやったり、これ、もう何年か続いております。

ですから、そういうふうな農村舞台も人形浄瑠璃が上演できるような舞台として、こういう連携をせっかくしているんですから、それも併せもってしていただいたらより魅力を発信できるのかなと思います。今後、いろんな事業の計画があると思いますが、教えていただきたいと思っております。

板東とくしま文化振興課長

今後の指定管理の計画についての御質問でございます。

次期の指定期間におきます管理運営計画について、先ほども申しましたが、更に他ジャンルとのコラボレーションによります公演、さらには、今話題になっております藍染につきましても体験に加えられないかということ、さらには、よりわかりやすい形での鑑賞講座の実施というふうな形で、これまで取り組んできたものに更に工夫をこらした形で拡大してまいりたいと考えています。

また、新たな形で、先ほど委員からもお話がありましたように、農村舞台をより活用した形での公演、また、地域の祭りとの連携とか、地域活性化についての貢献も視野に入るとともに、小中高校あるいは大学におけます、例えば人形浄瑠璃クラブとか民芸部への支援についても積極的に関与してまいりたいと考えております。

また、小中高校への出前講座などにも積極的に取り組んでいくことによりまして、後継

者の育成にもつなげられればと考えております。

また、観光面にも連携するかもわかりませんが、遠足あるいは修学旅行の際に寄っていただくとか、そういうふうな集客面での取組にも力を入れてまいりたいということでございます。

今後とも、関係部局と連携を強化する形で、これまで以上に皆様に親しんでいただける人形浄瑠璃の振興に係る交流拠点ということで力を入れてまいりたいと考えております。

中山委員

いろいろお話を伺いましたけれども、人形浄瑠璃というのは、大きなあわ文化の一つだと思います。若手も数名ですが、伝統文化の継承をするために部活動で頑張っております、もう本当に、先ほども申し上げましたけども、小松島西高校勝浦校の担当の先生も非常に熱心に協力していただきました。

ですから、そういう文化の火を消さないためにも、4大モチーフの一つである阿波人形浄瑠璃をもっと盛り上げていかないといけないのに、指定管理業者で手を挙げるのが1者では、何か寂しいような気がしまして、興味を持ってもらう人たちが飛躍的に増えるために何をすべきかというのを考えるためにも、もっと競争力をつけて、文化の発展に貢献していただきたいと切に思います。

最後に、部長に、今の文化の発信強化と、あとスポーツ、正に「とくしまレガシー」の創出のためへの意気込みを聞かせていただきたいと思います。

田尾県民環境部長

中山委員から、徳島県の文化、それからスポーツ、これについての意気込みということでございます。

まず、文化につきましては、徳島県は平成19年、平成24年と、2回の国民文化祭を全国で初めてやらせていただいたという中で、あわ文化の4大モチーフという考え方が出てきて、阿波おどり、阿波藍、それから阿波人形浄瑠璃、第九と、この正に四つが徳島県の文化の核として、あるいはそれによって一つの大きな柱ができた。

もちろんもっとほかにもいろいろありますが、やはり文化の振興をしていくための正に柱としてその四つのモチーフというものを取り上げて、それに磨きをいろいろかけてきたところでございますが、今お話のございました人形浄瑠璃、これにつきましても、江戸時代から続く民衆の文化、正にレガシーとして今日まで残ってきているというところでございます。

こうした徳島県の文化というものにつきましては、これから先も担い手を、我々、確保しながら、一層磨きをかけて将来につないでいくというふうに、腰を据えてやっていかないといけないというふうに心に決めておるところでございます。

そうした中、折しも東京オリンピック・パラリンピックが2020年にあるということで、その前後にはラグビー、そして関西ワールドマスターズゲームズというものが開かれると

ということには、徳島県からもその国家プロジェクトに、3大国際スポーツ大会に貢献するということはもとよりですが、徳島県のそういった伝統的な文化を、海外の方にも広く触れていただく絶好の機会だと考えております。

そうした中で、この人形浄瑠璃、その一番の拠点としての阿波十郎兵衛屋敷、これの指定管理者の更新が今回なされたということで、お話のとおり、手を挙げてくださったのは一つということではあるんですけど、課長からも御説明申し上げましたように、いずれもこれまでも活躍していただけたし、これからも活躍していただけるだろう、徳島県の4大モチーフとしておるところの一つ、阿波人形浄瑠璃をもっと広げていただけるだろうというふうにも期待をしておるところでございます。

もちろん、私どももあらゆる機会を捉えて、こうした文化を、県内外はもとよりですが、海外へも広く発信していきたいというふうに思っているところでございます。

さらに、前段でお話のございましたスポーツ、2019年のラグビー、それから2020年の東京オリパラ、そして関西ワールドマスターズ、これは国家プロジェクトではございますが、もちろん徳島県として貢献していくことはもとより、例えば先ほどちょっとお話のありましたラグビーのジョージアですが、競技人口も、日本のラグビー人口というのは大体10万人を超えると言います。一方、ジョージアは1万人ぐらいということですから、競技人口が日本の10分の1でありながら、5大会連続でワールドカップに出て、非常に強豪国というふうなところで、我々もその先方の取組に学ぶところはきっとあると思えますし、先ほど花園の話が出ましたけれども、例えば県内の高校生にとっては、ジョージアという国は一体どこにあるのか知らないというようなことがあるとは思いますが、そういった国があって、競技人口も少ないながら世界の大きな舞台に出てきているということ、徳島県の高中生にも知ってもらえる格好の機会だというふうにも思っております。

そういった意味で、この徳島県の文化を、3大国際スポーツ大会を大きなきっかけとして、一層飛躍させていきたいというふうに考えております。委員各位におかれましては、今後とも、どうか徳島県の文化、スポーツについて、よろしく御指導賜りますようお願いいたします。

中山委員

力強い御答弁を頂きましてありがとうございます。

田尾部長の今の演説も上手です。また、榎本委員の演説も上手ですけど、なかなか演説では人の心をつかむことは難しいんですよ。榎本委員なんかはもうぱっと一瞬で心をつかみますけども、スポーツとか文化というのは、本当に一瞬で人の心をつかんで感動を与えてくれます。徳島県には、今言った4大モチーフ、また、阿波おどりとか阿波人形浄瑠璃がありますが、今、非常に危機的状況にあるのではないかなと思います。決してあぐらをかいてはいけません。ですから、それをもっともっと進化させて、それが人を呼び込めるように、ひいては地方創生につながるように、県民が笑顔で元気になれるように、一生懸命、私もスポーツ、文化を愛する者として微力ながら応援したいと思っておりますので、今後皆様に

おかれましても、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

岡田委員

今、人形浄瑠璃の話が出てきて、一つ思っているというか、ずっと思っていることがあるんですけど、鳴門市には、人形師で大江巳之助さんというすごい偉大な方がいらっしゃるって、その巳之助さんが作った人形の頭は、今、どうなっているのかというと、大阪の国立文楽劇場でほとんど使われております。何年か前にその人形師さんたちのところに連れていってもらって、頭を直している風景とか、その後、公演を見せてもらったんですけども、正に国立劇場なので、国の中で守られているという中であって、実は徳島県はどちらかというと天狗久さんの人形を多く使われていまして、鳴門市民の私としては、何で鳴門市の大江巳之助さんがもっと徳島県で尊重されないのかすごい疑問なんですけど、いかがでしょうか。

板東とくしま文化振興課長

人形浄瑠璃で用いられます阿波木偶についてでございますけれども、ガラス玉を人形の目に用いたり頭の大型化などに取り組みました天狗久さん、あるいは、現在、先ほど委員からもお話のありました、文楽座が所有する人形の3分の2を手掛けたと言われております大江巳之助さんなど、これまで優れた人形師を輩出しているところでございまして、本県が誇る重要な文化の一つであると認識しているところでございます。

これまでも育んできたところでございますけれども、まだまだ県民の方々に知られていないというのが実態でございまして、先ほどの阿波十郎兵衛屋敷、郷土文化会館のホール等、あるいは、こういった形で今後県内に周知が図れるかわかりませんが、あらゆる方々に機会を捉えてPRできる機会を、検討したいと考えております。

岡田委員

谷町といいますか、多分、後継者がいないんですね。

だから、言いたいのは、天狗久さんの血を受け継ぐ方でもいいですし、巳之助さんのを受け継ぐ方でもいいんですけど、今、人形師という職業で成り立たないので、皆さん、頭講座という形でいろんな後継者をつくったり、その方たちがちょっと塗りのはげているところを直せるよというような技術を習得されて、そして直されて、多分、人形を維持されていると思うんです。

浄瑠璃と言うけど、浄瑠璃は演じる方と太夫と三味線とそれから舞台があって、もう一つはその人形を作る人というのがなかったら成り立ちません。何が言いたいかというと、私は巳之助さんをもっとPRしてほしいという思いがあるのと同時に、残念なことに、今、その巳之助さんの後継者として正式な方がいらっしゃらないから、なかなか今の時代に残っていないということなので、逆に言うと、それだからこそ巳之助さんという人がいたよということを知らせてもらって、天狗久さんという人がいたよということを知らせても

らって、その技術を伝えていく。

人形浄瑠璃を伝えていこうという取組はされています。それに加えて、徳島県には優れた材木がたくさんあるので、頭を作って全国に発信していくよというアプローチがあってもいいと思うんですね。

人形の魅力というのは、人よりも表情を豊かにするので、浄瑠璃を見たら皆さん引き込まれていくのは、その泣いてもいない顔が泣いているように見えるというところで引き込まれていくわけです。では、その大もとは何かというと、やっぱり顔の表情であり目の表情でありというところの、作り手の思いが入った人形が一番の主人公であるということのを忘れては人形浄瑠璃を語れないと思います。是非、浄瑠璃の人形をつくる後継者というのも、もっともっと教育現場で取り組んでもらってもいいし、社会講座で取り組んでもらってもいいし、まなび一あでもいいんですけど、そこの部分をやっていかないと、多分人形がなくなったら浄瑠璃は終わりますので、その修理も含めて、これから取り組んでいただきたいんですけど、いかがですか。

板東とくしま文化振興課長

正しく後継者育成の観点では非常に重要なことだと考えております。

それで、現在、県内の人形師の方は、約40名弱というふう聞いております。その方々が所属しております阿波の木偶作家協会というものがございますので、その協会の協力を得る形で、現在、文化振興財団が中心になりまして、例えば3年間プログラムみたいな形で、年間12回程度なんですけれども、でこの製作教室みたいなもの、あるいは、具体的には四国大学なんですけれども、年間通年ベースで10回程度、作家さんを派遣するといった事業も行っているところでございます。

まず、我々といたしましては、委員からもお話もありましたように、後継者育成の観点からいきますと、やっぱり、なりわいとして成り立つ部分も非常に大事なところではないかと思うんですが、まず、このでこの良さというものを十分知っていただく、それで、まずは人形浄瑠璃のすばらしさを知っていただく、そういった機会を提供し、興味を十分持っていただいて、その中で数人でもこういうふうな講座を受けていただいて、将来的に後継者につながればということで、長期間で考える部分もあるかと思うんですけれども、片や後継者の不足問題、高齢化の話とかもあると思います。ただ、それは文化団体全般に抱える問題でもありと考えておりますので、しっかりと支援する形で、教育委員会、あるいは商工労働観光部とも連携する形で、今後腰を据えて取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

先ほど部長が、国民文化祭を2回した県だと、それは日本で初めてだという話なので、逆に言うと、徳島県がそんなに文化を大事にしているのであれば、やっぱり文化の後継、継承という部分にも重点を置いて、100年後、200年後の徳島県にも今の文化が継続して

いますよというのがわかるようなというか、継続できるような取組を是非、続けていただきたいと思います。本当に今あるものを残そうと思ったら、今取り組まなかったら残っていきませんので、巳之助先生が元気なときに後継者の話ができたらよかったですよ。うけど、是非タイムリーに。まだ、先生の時代、私は結構近所だったので、時々遊びに行っていたので、あの頭を作る大変さというのは、そんな3年間コースで12回、36回で学べるようなものではないので、やっぱり極めるという部分では、逆に言うと、退職された県庁の方が取り組んでくれたら一番いいのではないかなとか思ったりもするんです。

それと、先生が言っていたのは、若いときに作った顔と、より後から作った顔とは違うから、若いときには若いときのエネルギーがやっぱり入っているというようなお話もされていたので、それぞれ作られる年によっても作品が違くと。本当に奥深いところを、逆にその人形を使ってしようとする子供たちにも伝えてほしいし、また、県外の方にも外国の方にもそれを語れる語り部を是非つくってもらいたいと思います。その頭が作られる工程をできたら置いてもらいたいなとも思うし、まだまだ取り組んでもらいたいことが山盛りあるんです。

それで、何でそんなにしつこく言うかということ、実は淡路島にも文楽座があつて、しかも淡路島は前に観潮船があつて、両方連携して、時間があれば向こうもどうぞというような誘致をしているんですね。ですから、淡路島に行きますと、その紹介してくださる方が、すごいしゃべりのプロのような方が入ってきて、本当に楽しいひとときを過ごさせてもらいました。この間、おととしか、見に行きましたけども、そのときにも思ったんですけど、やはり来た人が、何を持って帰るかという部分で、徳島県が淡路島と違うよと、本家はこっちだよという部分を出したいのであれば、そこのところの工夫は県としてもうちよつと練り込んで考えてもらいたい。それで、逆に言うと巳之助さんの頭もあるし、天狗久さんの頭もあるよと。人形師のすごい人たちもいたんだよというところを、徳島県ならではの発信を是非していただきたいと要望したいんですけど、それはすぐにできるんですか。

板東とくしま文化振興課長

どういった形で展開できるか、来年度の事業展開ということで御理解いただく中で、考えてみたいと思います。

岡田委員

では、来年度追跡していきますので、また巳之助さんの話になるのかもしれませんが、是非早い取組をお願いしたいと思います。

話が変わりまして、実は今日の朝の徳島新聞で、県の性暴力被害者支援センターが開設5か月で利用低迷というような記事が載っていました。さきの事前委員会とかでも、この性暴力被害者支援センターをつくりまして、徳島県は県内3か所で展開しますよというような説明を受けたんですけども、実際この5か月で25件というのが、利用低迷ということで非常に少ないですよというような記事なんですけども、実際、私としては、25件もあつ

たのかという、この事案に関してそれだけ相談してくださる方がいるということは、逆に言ったら、そのセンターを設けて意味があるのではないかと受け取ったんです。

実際、この5か月間の25件という部分で、どのような対応をされてきたのかというのと、それと、先日、NHKか四国放送か忘れましたが、テレビでもこの件を言ってくれていて、そのとき活字となって、相談時間が平日午前9時から午後5時まで、それ以外はコールセンターで受け付けますというような話だったんですけども、その相談受付状況がどういうふうになっているのかも併せて説明をお願いします。

露口男女参画・人権課長

岡田委員から、性暴力被害者支援センターに関する御質問でございます。

委員からございましたように、この性暴力被害者支援センター、「よりそいの樹とくしま」と愛称を付けておりますが、7月1日開設をさせていただきまして、ちょうど5か月を過ぎたところでございます。というところで、11月末、5か月間の相談件数の総数が、今25件とお話があったとおりの数字が上がっておるところでございます。

この多い、少ないにつきましては、委員のお話もございましたように、我々も、これ、何をもって多い、少ないかと、なかなか基準が、考え方が難しいところかなとは思っておりますが、他県でも最近同様のセンターが立ち上がっておりますが、他県のお聞きする相談件数など、人口規模などを勘案しますと、そう極端に多い、少ないといった状況ではないのかなと思っておるところでございます。

この5か月間の対応の状況、また、コールセンターを含めた受け付けの状況といった御質問でございましたけれども、5か月間、中央、南部、西部、それぞれ3センターにおきまして、女性支援相談員が基本的には電話対応で御相談を受け付けるというところでございます。それぞれ事案にはいろんなケースがあったようには聞いておりますが、今のところ、緊急的に夜間に医療につなげるとか、72時間以内の避妊ですとか、そういった緊急的な対応事案は発生はしていないということで、電話でのお話をお聞きした相談、また心理的なケアなり御相談といった事案の状況というところでございます。

また、午前9時から午後5時、それ以外、夜間はコールセンターでということでございますが、25件のうち7件がこの17時以降の夜間に、あるいは休日等委託をしております民間のコールセンターで受け付けたというところでございます。この夜間のコールセンターにつきましては、専門の研修を受けた資格を持った相談員さんが民間のほうで電話をとっていただきまして、御相談、お話をお聞きすると。それで、必要に応じて、緊急対応が必要であれば、各県内のセンターの相談員に折り返し連絡が入ってというところでございますが、今のところ、そこまでの事案は発生していないというところでございます。

岡田委員

では、何かのメディアで読んでいるのとか書類でもらったのかだと、結局私が受け取った印象が、午前9時から午後5時の平日は相談員さんに相談できるけど、それ以外

だったらコールセンターにつながりますよというような表現だったので、そのコールセンターにつながりますよというところが、今、課長が言ったように専門員さんですよという部分が抜けているので、単にコールセンターで自分の案件をつないでくれる窓口として、こういうふうな人から連絡がありましたよというような、私は受取方をしました。実際はそうではなくて、その緊急度に応じて、その方から相談員に振り分けてくれたり、次の日であれば次の日につながりますよというような、その状況に応じて対応してくれるコールセンターなんですね。

その部分がはっきりわからないと、逆に新設の性暴力被害者支援センターですので、事案がものすごく繊細な部分があるし、なかなか皆、相談できないからこそつくってくれたセンターだと思うので、その利用頻度が多いことがいいとは思わないんですけど、悩んで困って、追い詰められている人たちが、少なくとも電話をしようと思ったら、平日の昼間には大体かけないですよ。そうするとやっぱり夜間なり休日なり、時間があつたり、1人考える時間を持てた後に相談するという体制を、やはりその部分を強化していってあげないと、なかなか相談するというハードルが高くて、もう少し入り口をやさしくというか、わかりやすく表現してあげないと件数は増えないのではないかと思うんですけど、いかがでしょう。

露口男女参画・人権課長

岡田委員、おっしゃったとおりかと思っております。

そもそもこのセンターはなぜつくったかということ自体が、当然これまでは警察のほうで被害に遭われた方、相談、対応しておったところがございますが、被害に遭われた方が置かれた状況によりまして、やはり警察にはなかなか勇気を持って相談に行けない、駆け込めないという中で、ちゅうちょ事案と申しますか、潜在化しておると。これに救いの手を差し伸べるというところで、我々としては新たに7月に三つのセンターを設けたというところがございます。

その趣旨から申しますと、正に委員のおっしゃいましたように、夜間のコールセンターの部分、我々としてはリーフレット等では安心してというような思いではつくっておるんですが、やはり専門の女性の相談員の方が電話をとっていただいて、夜間でもしっかり話をお聞きして、必要に応じて医療機関の紹介ですとか、県内の相談員への連絡とかがとれるというところが伝わりにくいところ、顔の見えない部分があるかと思っておりますので、やはりコールセンターにかける、一歩踏み出す勇気というのが持てない方も確かにいらっしゃるのかなと察するところがございます。

今後の周知、広報につきましては、その辺ももう少し配慮して、工夫をして考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田委員

是非、せっかくつくってくれたセンターですので、最近ものすごい性犯罪の事案が多く

て、狂暴化しているというのも事実です。狂暴化していくと逆に警察のほうが動くのも早いと思うんですけど、家庭内であったり、子供たちに対してであったり、最近は女性だけという被害者ではないような案件、話も聞いたりしますので、やっぱりみんなが誰でもかけやすい環境というのを、まず整えてほしいなど。まず、その電話番号を皆さんにもっと知ってもらって、かけてもらえるような環境にしてほしいのと、それともう一つ言うと、周りの人が、遭っているんじゃないかと、疑わしい方でもかけれるような相談場所なのかということもあって、本人からの部分も是非してほしいんですけど、疑わしいときには、周りの家族の人がサポートできるような相談の中身を受けてくれるのかどうかということもお聞きしたいんですが、そういうのも大丈夫なんですか。

露口男女参画・人権課長

相談につきましては、被害に遭われた御本人以外、御家族、あるいは学校であれば先生、あるいは御友人ですとか、周囲の方々が当然かけて御相談いただいても可能な体制となっておりますのでございます。

岡田委員

そうすると、逆に、割と気軽ではないですけど、迷わないで相談してくださいという形での告知であったり、疑わしいけどという形でかけてくれてもいいですよというような相談窓口には是非していただいて、徳島の女性、また子供たちが元気でいられるような環境にしてもらいたい。それとやっぱり、被害に遭われた方が一番に行くのは多分病院だったり、警察に行ってくれたらいいんですけど、なかなか警察に行く前に多分病院に行かれる可能性があると思うし、また病院に行けずに迷っている人たちもいると思うんですけど、これ、最初に言われたときに、病院との連携というのを説明されていたと思うんですけど、やはりその連携というのは、今受けていた25件の中でも必要なケースはなかったんですね。連携状況というのはどうなんですか。

露口男女参画・人権課長

医療機関とセンターとの連携ということでございますが、このセンター立上げに向けましては、まず関係機関との連絡の協議会というところで、医療機関、また弁護士をはじめとする法律分野、また臨床心理士会をはじめとする心理ケアの専門の皆様など、幅広い機関に御参画いただいて、これまでも協議会を3回ほど重ねてきたところでございます。

そういった中で、いろんな課題の共有などをいたしまして、また、先日11月末には、大阪で先進的な施設と言われておりますSACHICOという施設がございますが、そちらにも県内の産婦人科医会の皆様や弁護士会の皆様と県職員が視察に伺ったりというようなところで、いろんな形で連携をしております。

報道にございましたリーフレットにつきましても、県内の医療機関、産婦人科さんには配布するという形をとっております。医療機関との情報共有、連携の形は引き続きとっ

てまいりたいと思っております。

岡田委員

是非、まずは相談して行きやすい環境を整えてもらって、そして、相談して行きやすいような広報、そしてまた、産婦人科に置いてもらっているという話だったんですけど、DVのときには女子トイレとか、女性だけが行くところにその電話番号を配っていただいたような経緯があるんですが、そのあたりはこの案件に関してはどうなんですか。

露口男女参画・人権課長

DVの相談窓口は、今おっしゃいましたように、県内の商業施設ですとか医療機関等の女子トイレの中に、シールとかステッカーというようなことで貼らせていただいて、男性の目の届かないところで女性だけが見られる場所であるということで、周知は既にしておるところでございます。

ステッカーにつきましては、予算的な問題もございまして、まだこのセンターにつきましてはステッカーの形ではできておりません。

今後、周知の一手法としては検討に値するものだと考えておるところでございます。

岡田委員

まずは肅々と取組を進めていただきまして、相談体制を整えてもらって、そして安心して相談できるということを是非広報していただきたいとともに、逆に迷ったときには相談してくださいというようなスタンスで是非、相談していただいて、1人でも性被害で悩む方、苦しむ方がいらっしやらないように取組をお願いしたいと思います。

山田委員

今日、頂いた基本方針の中でも、子供の貧困対策の推進ということが書かれております。

そこで、まず、これは本会議でもいろいろ聞いたんですけども、本県の子供の貧困対策計画は一応策定済みですけども、子育てに関する総合計画の一部というふうに位置付けられています。そこで、内閣府が発表したそれぞれの都道府県の子供の貧困対策計画の策定状況から見て、この総合計画の一部に位置付けられているのと、単独の条例を持っている県というのは、どういう、すう勢でどれぐらいあるんですか。

東條子ども・子育て支援室長

都道府県の貧困に関する計画の策定状況でございます。

本年、平成28年5月1日現在で内閣府が発表しております都道府県の子供の貧困対策計画の策定状況ということで見てまいりますと、単独計画を策定しているのが28自治体、計画の一部としているのが19計画という状況でございます。

山田委員

つまり、単独は28自治体で、増えてきているんですね。しかし、本県は、子供の貧困対策を推進すると書いているものの、総合計画の一部に甘んじているんですね。

だから、これはやはり、すぐに解消する必要があると。そのためには、基本的にその地域の状況をしっかりつかむという実態調査等々が必要だと。

いろんな県で取り組まれております。また、本会議でも聞いたんですけれども、地域子供の未来応援交付金、これなどは実態調査で使われるということで、実は、徳島県から両隣の香川県も高知県も、これを使って実態調査にもかかって、単独条例も当然充実させていくという取組が進んでいます。

徳島県は、今言ったように、はぐくみプランの一部の中でということになっていると。これで、子供の貧困対策を推進ということに本当につながるんだろうかというふうに思うんですけれども、この基本方針に沿ってみたら、来年に向けて、そのはぐくみ交付金、地域子供の未来応援交付金等々も活用して、実態調査もして、そして単独計画をしっかりとつくるというのが、子供の貧困対策の上で非常に重要な取組だと思えるんですけれども、この点はいかがでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

まずは、計画の策定の状況でございますけれども、計画の策定に当たりましては、その前に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月交付されまして、平成26年1月施行されました。その後、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定されておりまして、私どもの計画はその平成26年度の末、平成27年3月に徳島はぐくみプランの一部として策定されたものでございます。

早くに計画を策定した県においては、その時点で計画策定されましたのは18県という状況でございます。そのうち計画の一部として策定された14県のうちの一つが徳島県ということで、早くに計画を立てて貧困対策に取り組んできたという状況でございます。計画の中身といたしましても、単独である計画と遜色のない計画になっておるものと、私ども、考えているところでございます。

実態調査につきましては、本会議の御答弁でもさせていただきましたけれども、これまでひとり親家庭等の状況につきましても実態調査をさせていただいたところでございますし、来年度に向けましては、様々な、国の国民生活基礎調査ですとか、全国ひとり親世帯等調査がされることになっておりまして、そういった計画等を踏まえながらしっかりと対策をとっていきたいと考えておるところでございます。

山田委員

早く設定したからと、何を言うんだ。今、この子供の貧困対策というのが、社会的に大きな取組の課題になっている。今の東條室長が言ったのでいいんですか。

そしたら、徳島県でこの交付金を使ったところは、県・市町村も含めて、あるんですか。

県がないのははっきりしているけど。何でこの交付金を使っての本格的な子供の貧困対策を進めるとい立場に県が立たないのかと、そういうそしりを受けますよ。

次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会でもこの議論があって、私もその状況を聞きました。驚くような答弁をされている。こんな姿勢でいいのかと。書いていることと中身が違うのではないかというふうに思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業につきましては、県内の、基本的には市町村が実施主体となるものということが原則的なものでございます。市町村が自ら実施することが困難である場合や、広域調整等が必要な場合ということで、都道府県がする場合もあるということではございます。

我々は、この様々な今までのひとり親家庭等の状況も踏まえまして、そういったことから、実態的な子供の貧困対策には今後ともしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

山田委員

市町村が主体だからと。その主体をしっかりと東ねて応援して支援するというのも、県の当然の役割ではないですか。しかし、今の話だったら、市町村がしないから、こういう交付金も結局徳島県では全然、使われておりません、平たく言ったらそういうことですよ。次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会のほうでも、これ、問題になったというふうに聞きましたけれども、こんな姿勢で本当にいいのかと。

竹岡次長に聞きたいと思うんですけども、当然こういうふうな姿勢を改めて、この基本方針にも書かれたような中身にしっかりと変えていくぐらいの検討は、当然来年度に向けて、予算措置も含めてすべきでないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

竹岡県民環境部次長

来年度事業に向けての実態調査の実施等についての御質問でございます。

本会議のほうでも御説明させていただいたところでございますが、現在の徳島はぐくみプラン、また貧困に関する部分につきましては、まず、特にひとり親世帯の貧困率が高いというような視点がございまして、ひとり親世帯の経済状況なども含めました1,800世帯の家庭を対象にした実態調査というきめ細かい形でさせていただいております。実態の把握に努めた上での計画となっておりますのでございます。来年度に向けましては、これまでの実態調査の状況も踏まえまして、県としてもしっかりと子供の貧困対策を、とっていかうというふうに考えております。

先ほど部長のほうから御説明をさせていただきました施策の基本方針の中にもございまして、子供の未来を応援するというところで、子供の貧困対策の推進につきましては、あらゆる部分で、県民環境部においては、ひとり親家庭の対策というのがメインになって

くるところではございますが、関係部局ともしっかりと連携をした形で事業のほうについては実施していくこととしておりますので、御心配いただくような部分につきましても、それぞれの各部局で今やっております実態調査、ひとり親の部分以外でも、教育委員会のほうでは就学援助の状況でありますとか、保健福祉部のほうでは生活保護世帯の実態調査とか、併せて実施しております。

さらに、各福祉事務所などを通じまして、各世帯に対しては、例えばひとり親家庭に關しましては、母子、父子の自立支援員などが家庭のほうに訪問して、本当に生活実態というのを把握した上で施策につなげているというような対応もとっておるところでございますので、その辺のところも併せまして、実態を踏まえた形で、今後の施策にしっかりとつなげているというふうに考えております。

山田委員

今の答弁を踏まえて、総合計画の一部ではなくて基本的に単独の条例、これが大きな流れになっています。それぐらいの、やはり子供の貧困問題というのは深刻な状況になっています。今、竹岡次長が言われた各部局連携にも当然なってくる問題でもあるので、是非ともそういうことを要望して質問を終わります。

喜多委員

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに、あともう4年を切りました。

この間、徳島県議会スポーツ振興議員連盟のほうで、藤本選手の講話を聞きましたけれども、本当にすばらしいなとか、この努力に敬意を表した次第でございました。

今年は、松友選手、高橋選手、そして、正木選手、藤本選手ということで、徳島県からも本当にすばらしい選手が出て大活躍ということで、本当にうれしく思っております。

今も平成29年度の基本方針ということで、国際スポーツ大会に向けた挙県一致のキャンプ地誘致活動等の展開ということで、話がありました。

また、冒頭の知事の説明でも、2020年東京オリンピック・パラリンピック、ホストタウン構想におけるドイツを交流相手国としたキャンプ地の誘致に積極的に取り組んでおりますという表明がありました。今、どのような現状でございましょうか。

原国際スポーツ担当室長

ホストタウンに関しましての質問ということですが、ドイツを対象国といたしまして、今年の1月に登録したところでありまして、今年度から本格的に交流を進めております。

まず、カヌーでありますとか柔道、これらにつきましては、交流のために来ていただいたり、また指導者の方にも視察という形でも来ていただいたりしながら、ドイツとのホストタウンの事業を進めているところであります。

また、今月ですが、ハンドボールの関係につきまして、指導者を派遣しまして交流

等をするというような形の取組も考えております。

喜多委員

これからも積極的に続けてほしいと思います。

ドイツ以外ではどうですか。

原国際スポーツ担当室長

その他の国にということになるんですけども、これにつきましては、ホストタウンとして今、登録しておりますのはドイツを相手国としているのが一つでございますので、これで事業を進めております。その他につきましては、来月ネパールのほうからの視察も受けまして、それ以降また事業をどうしていくのかということを検討させていただけたらと思っております。

喜多委員

もう一つ、「『環境首都・新次元とくしま』の推進」ということで、環境活動連携拠点の進捗状況は、どうなっておりますか。

藤本環境首都課長

今、喜多委員のほうから、基本方針の中の新たな環境活動連携拠点の進捗状況についてのお尋ねでございます。

この新たな環境活動連携拠点につきましては、西新浜町にございます旧の交通機動隊事務所、今は使っておりませんが、これを有効活用いたしまして、来春オープンをめぐりに、今、整備をしているところでございます。

喜多委員

もうオープンに向かって、多くの人を使いやすいような設備にしてほしいなと思います。

それと、最後の美しく豊かな環境の継承ということで、豊かな海づくり、もちろん海づくりでいろいろとするのはいいんですけども、一番漁師が困っている一つが、海の中にいっぱいごみがあるんですね。網が破れたり大変な思いをされています。これについて、何か取組をする予定がありますか。

河崎環境指導課長

現在、徳島県におきましては、海の中といいますより、主には海岸部におきまして、漂流・漂着物、これの撤去活動を積極的に進めているところでございまして、この取組を進めることで、海の中のごみについても減少に向けたいと考えているところでございます。

喜多委員

できたら、このもとになっているのもあるし、もちろん漂流というのものもあるんですけども、これも取り組んでいただいて、漁師の今一番困っておる一つでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つが、冬のエコスタイルということで、もう2005年から始まって12回目ということで、今年度の取組、特にパリ協定がスタートして、徳島県も全国一の取組を進めておりますけれども、これについてどのように今年度は進めておりましたでしょうか。

藤本環境首都課長

冬のエコスタイルについてのお尋ねでございます。

冬のエコスタイルにつきましては、委員からもお話がありましたように、平成17年度からスタートしているところでございます。今年度につきましては、すでに11月1日から始まっておりまして、来年の3月末までを期間といたしまして展開をしているところでございます。

また、これも委員のほうからもお話がございましたが、本年は、去る11月4日に歴史的な合意でございますパリ協定、これが1年足らずの期間で発効をいたしました。私どもといたしましても、これを契機に、3本の矢ということで条例と削減目標、それから適応戦略というような土台づくりを進めてきたところでございますので、これからはその中身と申しますか、実効が伴う実行をしていくべきときかなと考えております。

そこで、このパリ協定発効ということで、気候変動とか温暖化に対する県民の皆様のご関心が高まっているこの機会を契機といたしまして、県民一人一人に環境活動を促すということで、いろんな取組を通じまして、例えば室温の設定温度とか、あと電源オフの徹底、それからエコドライブの推進等々を訴えてまいりたいと考えております。

特に、次代を担う子供たちを中心にと申すことで、昨年度からずっと続けておりますけれども、とくしま動物園とコラボいたしまして、様々なイベントを実施して、そこで子供、それからお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんという家族連れに、そのようなエコスタイルを訴えてまいりたいと考えております。直近では12月23日に、エコクリスマスということで、クリスマスにちなみまして、とくしま動物園のほうでイベントを開催する予定にしております。

また、大学生等、若者の感性をこの普及啓発に取り入れるということで、今回の新たな条例の愛称につきましても、最初部長のほうからの説明の中にもありましたけれども、「すだちくん未来の地球条例」ということで、これの選定に当たりましても、大学生を中心とする若者の皆様方の御意見を取り入れさせていただいたところでございます。

また、この条例の普及啓発の方法につきましても、今、その若者グループに、どのような方法がいいのか、我々では思いつかないような若者目線で斬新な、どのような取組があるのかというような検討をしていただいておりますので、それらにつきましても、年明けの1月末に予定しておりますけれども、フォーラムを開催させていただく予定にしておりますので、その場で公表をしていきたいなと考えておるところでございます。

そのようないろいろな取組を通じまして、県民の皆様、子供からお年寄りまで、全ての県民の皆様の環境意識の向上を図りまして、脱炭素社会、早期に実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

広くPRして、節電とか省エネと併せて、カーボンオフセットも含めて、今、課長から答弁いただきましたように広げていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。

それから、丈六町にメガソーラーの計画があるということで、3.6ヘクタール足す1.6ヘクタールということで、丈六団地のちょうど北側と西側というところで計画されておるようでございます。

それについて、県は直接はほとんど関係ないとは思いますが、どのようなことで取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

岡島自然エネルギー推進室長

丈六団地に隣接する太陽光発電の件の御質問でございます。

太陽光発電等を実施する場合に、本来、法的に各個別法がございます。例えば、関連するその土地に応じて、都市計画法であるとか農地法であるとか、関連する法律での各種法令の規制と言いましょか、許可が要するというようなことでございますけれども、いわゆる包括的に開発について規制する法令というのは、実はない現状でございます。

くだんの丈六町の部分についても、各種法律の部分については一定クリアしているやに聞いておりますが、一方で、これ、本件にのみならずですけれども、太陽光発電になった場合は、例えば光の影響であるとかそういった形で、近隣の住民の方から開設には難ありというような形での議論が、よその県を中心にいろいろ起こっているといったところでございます。

そういった中で、本県も、計画の中で、その土地所有者と開発業者が、順次地元説明会というのを数回にわたって行って来たというやに聞いております。地元の方につきましては、当該土地は遊水地になっているというやなところで、近隣河川での氾濫のおそれがあるとか、そういった御懸念があるというやに聞いてございます。

そういった中で、我々の立場としても、自然エネルギーの導入については進めていただきたいところではございますけれども、一方で、やっぱり地元住民の方の御理解等は必要だということ考えてございますので、確かに喜多委員がおっしゃるように、これ、民と民の世界になってきますので、直接我々がどうこうという立場ではございませんけれども、その当事者間で、是非とも地元住民の方には御理解いただく中で進めていただきたいなというように考えてございます。

喜多委員

最後に、ウミガメの産卵ということで、徳島県は、2005年が上陸は225回で産卵が128回、産卵成功率が60%近くということで、2016年が86回上陸で産卵が21回ということで、最低の24.4%ということになっておると報道がございました。

これ、いろいろ原因はあると思いますけれども、観光と言えばウミガメに怒られるかもわかりませんが、美波町の貴重な観光資源の一つでもありますし、自然を守るためにもウミガメは非常に大事な存在、絶滅危惧種でありますけれども、大切に守っていただきたいと思います。県の取組についてお尋ねをいたします。

藤本環境首都課長

喜多委員のほうから、アカウミガメの産卵の状況についてということでお尋ねでございます。

委員からもお話がありましたように、今年度につきましては産卵回数が少なく、その成功率も低かったというような残念な結果になっております。ただ、上陸回数を見てみますと、過去3か年では一番多い数字となっておりますので、上陸はしているものの産卵が少なかったということが、本年の特徴かなと考えております。

その原因につきましては、いろいろ専門家の方々も研究していただいているところがございますけれども、なかなかはっきりしたことはわかりませんが、恐らく今年度につきましては、やはり台風などの影響で、上陸はしたものの産卵に適した砂浜が消滅していたとか、適した砂浜が少なかったということが原因の一つではないかというようなことも聞いております。

今後引き続き、上陸産卵調査、いろんなボランティアの方のお力も頂きまして調査をやっておりますので、今後もその調査を続けまして、動向を見極めた上で、専門家の方々の御意見も伺いながら、関係市町や関係団体とも連携をとって、本県の自然環境のシンボルでもありますこのアカウミガメの上陸が増え、産卵も更に増えて、観光なり地方創生にもつながるように取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

積極的な取組をしていただきたいと思いますなと思っております。

参考までに調べてみますと、鹿児島県は日本でも非常に多いんですね。それで、比較にはなりませんけれども、上陸回数が多いときで9,000回、少ない年でも、大体最近のこの七、八年ぐらいは7,000回から9,000回の上陸ということで、その産卵が4,000回から5,000回ということで、桁が違うとか、すばらしいなということを思っております。

今、課長からもお話がありましたように、多分、砂が減ったりいろいろ原因はあろうと思いますけれども、どうか阿南市とか美波町とかも協力していただいて、できるだけ上陸のしやすいように、そして、産卵率が高いようなことも取り組んでいただきたいと思いますなと思っております。

1年に一遍らしいんですねけれども、重要生態系監視地域モニタリング推進事業というこ

とで、環境省の自然環境局生物多様性センターが、調査結果を取りまとめたウミガメの調査報告書があります。それによりますと、今言った砂が減ったとか、そして乱獲、漁をしている中にかかってきたとか、その減ったのも理由があるし、そして野生動物に卵を食べられるというようなものもありますし、いろいろな対策を徳島県においてもとっていただいて、徳島はやっぱり自然豊かな町なんですねということもアピールする一つでないかなと思いますので、積極的な取組をお願いして終わります。

南委員長

議事の都合により、休会します。（14時49分）

南委員長

再開いたします。（15時06分）

古川委員

私のほうからも何点かお聞きしたいと思います。

まず、保育士不足の関係についてお聞きしたいと思うんですけど、今回の補正予算でも、資金等の貸付事業が入っておりまして、このペーパーの背景には、保育ニーズの増加等に伴う慢性的な保育士不足、また、待機児童解消加速化プランで平成29年度末までに待機児童を解消していくという計画になっています。

都会に比べて待機児童はそれほど多くないかなと思っていたんですけど、今年度は結構増えてきているのかなという印象を持っております。まず、この受皿づくりというのは、現状、県内はどのようになっていますでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

待機児童対策、県内の保育の受皿づくりの状況でございます。

私ども、市町村と連携のもとに、様々な保育所ですとか認定こども園の整備事業を促進しておりますけれども、昨年度事業からの繰越し、今年度事業等を含めまして、全体で約269名の受皿づくり、定員の増ということを目指した整備を進めているところでございます。

古川委員

269名、もうちょっと詳しく聞きたいんですけど、その保育所がどこの市町村で何人とか、何箇所できて何人とか、認定こども園は何人とか、そのあたり、わかりますか。

東條子ども・子育て支援室長

各市町村等の整備計画の状況でございます。

現在、5市3町で12施設の整備計画が進んでおりまして、そちらの定員の増加というの

が、269名という予定で整備をされている状況でございます。

古川委員

この5市3町、教えていただけますか。

東條子ども・子育て支援室長

順に申し上げますと、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、小松島市、石井町、藍住町、北島町で整備計画を進めております。

古川委員

この12施設ができて、受皿ができたならまた保育士の確保、市町村がしっかり進めているかなとは思いますが、また、県のほうは私立の保育所等に監査も行っているのですが、私立のこういう事業所の声とかも聞くと、県内の保育士不足、この状況というのはどのように把握されていますか。

東條子ども・子育て支援室長

我々、様々な機会を通じて、市町村ですとか保育事業者の方とお会いする機会等もございまして、やはり皆さんから保育士を確保するのは難しいというような、感想的なものでございますけれども、お聞きしているところでございます。

そういったことも含めまして、私ども、保育士の就学支援等の貸付事業ですとか、そういった事業、または、これまでもやってきました様々な保育フェアですとか職業体験等も行いまして、保育士の確保に向けた、保育士になってみたいなどと思っていただけるような様々な取組、そして資金面での支援等を行いまして、保育士の確保を進めていきたいと考えております。

古川委員

いろんな声があると思うんですけど、足りないというのはもう当然ですけど、足りないままでは運営できないので、何とかそろえて基準を満たすようにしてやっていると思うんですけど、やっぱり幼児教育のレベルアップもしていけないとけません。そのためにはたくさんの方が求人いただいて、そして採用していきたいという思いが結構あると思うんですね。

ですから、いろんな機会に聞いてくださるということを行っていますので、監査等のときにも本当にいろいろ細かいところを聞いていただいて、対応していただきたいと思いますというのが1点目、お願いしたいところでございます。

もう1点、例えば小規模保育とか家庭的な保育とか、その部分の県内はどんな状況ですか。

東條子ども・子育て支援室長

いわゆる地域型保育事業ということに位置付けられる事業でございます。小規模保育事業、家庭的保育事業というような、いろんな分類がございますけれども、今年度の県内の状況でございますけれども、小規模保育事業といたしまして徳島市で2施設、また、事業所内保育事業としまして徳島市で2施設というのが、公費対象となっております状況でございます。

古川委員

徳島市で若干動きがあるという状況がわかりました。

これらの担い手になる、また、放課後児童クラブの担い手とか、地域の子育て支援の担い手とか、そういう子育て支援員という制度が動いていると思うんですけども、このあたりの県の取組、研修等をして、こういう子育て支援員を増やしていくということもしていないといけないと思うんですけども、そのあたりの状況を教えてください。

東條子ども・子育て支援室長

子育て支援員の状況ということでございます。

子育て支援制度は、平成27年4月からの新しい子ども・子育て支援新制度に基づく制度でございます。そちらに向けての子育て支援員の研修ということで、国が示す全国共通の研修過程を修了した方を子育て支援員として認定いたしまして、様々な保育事業に当たっていただくという事業でございます。

昨年度から始まりました研修ということでございますけれども、昨年度は303名の方に受講いただきまして、255名がコースを修了していただいたということでございます。

本年度につきましては、現在224名の方に受講をいただいているという状況でございます。

古川委員

結構たくさんの方が受講して、修了しているんですね。

これは、県としてはどんな感じですか。この研修、年に何回していて、1回の定員はどれぐらいで、応募がどれぐらいというのはわかりますか。

東條子ども・子育て支援室長

研修は様々なコースに分かれておりまして、基本研修というもの、あと、地域保育コースというもの、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コースという形で研修が行われている状況でございます。

基本研修は8科目で8時間、受講いただき、それぞれ研修ごとに、例えば地域保育コースでしたら共過程が11科目14時間とか、コースごとに受講をされておりまして、それぞれのコースごとに申込みを頂く形で研修が行われている状況でございます。

研修は、今年度でしたら9月2日から基本研修が始まりまして、最終的には、個別の専門研修がこの12月9日まで研修が続いているという状況となっております。

古川委員

受けた人が受けられているのかどうかというあたり、応募状況とかわかりますか。

東條子ども・子育て支援室長

基本的には、毎年200名程度を養成するという計画でしておりますけれども、昨年度も初めての年ということで、300人を超える方が受けていただくということで、会場等の調整をいたしまして受講いただき、今年も224名の方に御応募いただきまして、受講いただいているという状況となっております。

古川委員

子育て支援員さんも、研修に多く来ればきちっと増やして対応してくださっているということなので、地域の子育て支援というのをきちっとしていくためには必要な担い手だと思うので、年に1回だったら、やっぱりどうしても都合で受けられないという人もおいでるかもわかりませんから、そのあたりも、時期も考えて、しっかりと子育て支援員の養成にまた努めていただきたいと思います。

保育士不足のほうはそれぐらいにしておいて、今度、児童相談所の関係なんですけど、今日も、公安委員会のほうでも児童虐待の関係は、かなり件数が増えていて、警察官の業務も増えているということがありました。この間の、朝日新聞なんですけど、「もう限界」ということで、児童相談所の元所長さんなんですけど、今の児童相談所は保護者への対応、子供への対応、関係機関との連携を一手に担わされていて、もう限界ということですね。貧困の連鎖を断ち切る方策も含めて、未来を背負う子供たちに、社会としてもっと人と金をかけるべきだと、こういうふうに元所長さんの言葉が出ていたんです。本当に今、児童相談所というのは、中に入って所長さんと話したこともあるんですけども、大変な状況なんだろうなと思っているんですけど、徳島県の児童相談所の状況を、あんまり言いにくいところもあるかもわかりませんが、教えていただけたらと思います。

東條子ども・子育て支援室長

児童虐待に対応しております、こども女性相談センターの体制的なことをございますけれども、まずは、様々な児童虐待の対応に当たります児童福祉司ということで、実際の配置の人数でございますけれども、平成26年が18名であったものが、平成27年19名、平成28年23名ということで、人数としては増員をしているところでございます。

ただ、様々な、委員のほうからもございましたように、児童虐待の相談対応件数が高い水準でありますとか、また、一時保護の状況等も増えている状況でございますので、この度、児童福祉法の改正等もございまして、今後とも児童福祉司の体制につきましては、

しっかりと取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

古川委員

状況を客観的に言っていただいて、大変なのかどうかはちょっとコメントなかったんですけども、わかりました。

全国的にもよく似た状況だと思うので、国のほうもそういう児童相談所強化プランを出して、強化をしていかないといけないということを打ち出されています。弁護士を置いたり、県も配置する方向でということが新聞報道で出ていたと思うんですが、そのあたり、具体的に教えていただけたらと思います。また、児童の心理士、そのあたりをどう資質向上させていくかというのが、やっぱり一番ネックかなと思うんですけども、それを担うのがスーパーバイザーを設置してというようなことで、このあたりの取組はどのように考えておりますか。

東條子ども・子育て支援室長

まずは、弁護士の配置についてでございます。

児童福祉法の改正で、弁護士の配置ということが施行されまして、本県におきましては、児童相談所嘱託弁護士という非常勤という形で、中央こども女性相談センターに、10月28日に3名の配置をしたところでございます。

中央こども女性相談センターということではございますけれども、3名の弁護士の方には、それぞれ南部、西部等の課題にも当たっていただくということで、中央としては大体週1回程度、南部、西部につきましては隔週1回ずつということで、毎週どちらかのセンターでという形で、それぞれの弁護士さんに法的な対応等の相談に乗っていただくという形で対応していくということでございます。

一方で、様々なスーパーバイザーということでございますけれども、先ほど来、出ております児童福祉法の改正等で、様々な配置基準等ということもございました。スーパーバイザーということでございますと、児童福祉司のスーパーバイザーは5年以上の経験者という形で、人数の配置等も、児童福祉司が6名いるうち1名はスーパーバイザー、経験5年以上という配置という形になっているということでございます。

本県の現状としては、そちらを満たす経験者がいるということになっておるところでございますけれども、今後ともしっかりそういったスーパーバイズされまして、また、状況によりましては、こういった児童福祉司、スーパーバイザーということではなくて、外部のスーパーバイズということで、県外の大学の教授なんかにもそういった形でお働きいただきまして、そういう方にも相談しながら、資質向上というところにも努めている状況でございます。

古川委員

長期の5年以上の経験の人を置いて、その人が指導をしているという形、外部の人も

スーパーバイズしていただくという体制もとっていくということです。そのあたりしっかり、やっぱり5年以上の経験の人自体も業務があって大変でしょうし、児童心理士、社会福祉士をレベルアップしていくためには、やっぱり全国的にも最先端の取組をしているような人に来てもらったりして指導してもらおうというのは、急激に資質向上できるきっかけにもなると思うので、外部の専門家の方にも入ってもらおうことも、しっかりと検討して進めていただきたいと思います。

いずれにしても、児童相談所をしっかりと強化していかないと、そういう児童虐待等の事案にも対応していけなくなるし、児童相談所の職員自体も厳しい状況になると思います。

また、もう一つ言うと、やっぱり市町村との役割分担をしっかりと進めていかないと、来年4月施行になりますけど、本当に厳しい状況になると思いますので、これはやっぱり、本当に徳島県はオンリーワンというか、全国トップを走っていくぐらいの気合いでやっていていただきたいと思います。

特に、産前産後の母親をサポートするというのを基本方針にも入れてくれていますけれども、そのあたりをしっかりとやっていくと。だから、市町村レベルでやれることも結構あるんだなと思いますので、そのあたりしっかりと役割分担をして、市町村は、なかなか動きが鈍いかなとも思いますので、しっかりとそのあたり訴えていただいて、進めていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、もう1点、今回、休眠預金を活用する法律が議員立法でできました。このあたりの情報、議員立法なのでなかなか情報が、まだ国のほうから届いてないかなと思いますけれども、今の概要等を教えていただけたらと思います。

鎌倉県民環境政策課長

ただいまの休眠口座の活用施策につきまして、平成28年12月2日の参議院本会議におきまして、休眠預金を民間の公益活動等の財源として活用できる、いわゆる休眠預金法が、今お話がありましたとおり、議員立法として賛成多数で可決成立したものであります。

実は、本県では、金融機関の口座から10年以上出し入れがなく名義人とも連絡がとれない預金である休眠預金を、NPO等の社会貢献活動に活用ができる制度構築を、徳島発の政策提言として、既に平成26年度から提言活動を行ってきたところであります。今回、その提言の趣旨が反映されたものと考えておりますが、この制度の詳細につきまして内閣府に問い合わせたところ、今、1、子供及び若者の支援、2、日常生活を営む上で困難を有する者への支援、3、地域活性化等の支援という3分野における民間公益活動に係る団体の活動に活用されることとなっております。

実は、公布後1年半以内に施行されるということなのですが、施行から1年経過後の発生した休眠預金の対象となるため、それが財源となるために、制度が開始されるのには少し時間を要するというところでございます。

今後、国において具体的な制度設計はこれからということではございますが、私どもとしましては、この休眠預金法の制度構築につきましては、県内NPO法人等の社会貢献活

動に最大限活用ができるように、更なる政策提言も視野に入れ、動向を注視してまいりたいなというふうに考えております。

古川委員

県のほうから政策提言もしていたということですので、しっかり情報収集していただいて、県内のそういう地域活性化にも使われるということですので、しっかりと活用していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

事前委員会のときにお聞きしたときに、課長からは、今回、未来を切り開く青少年を応援していくという部分に力を入れたということをお聞きしまして、確かにこのあたり大事で、見せていただくと、青少年リーダーや青少年の活動指導者を育成していく、また、青少年に対するNPO活動、ボランティア活動、コミュニティービジネスなどの講座を実施し、青少年の地域活動を支援していく、本当にこのあたり、しっかりと取り組んでいただきたいと思うんですけども、具体的には何か考えているんでしょうか。

川村次世代育成・青少年課長

ただいま古川委員のほうから、青少年プランの中の「未来を切り拓く青少年の応援」の具体的な施策について御質問を頂きました。

まず、昨年度よりフューチャーセッション事業というのを進めておりまして、これの中身は、30歳未満の青少年と地域のいろいろな立場の大人の方との未来志向での対話を通じて、いろいろなアイデアを若い人から頂くという事業なんですけれども、こうした事業を通しまして、地域で活躍できるリーダーを育てていきたいというふうに考えております。

古川委員

さっきも、政策創造部の総務委員会的时候にもフューチャーセッションということが出てきて、県立総合高等学校のほうでも取り組むということなので、そのあたりしっかりと連携をしていただいて、ともかく1回だけのセミナーではなく、しっかりと講座形式というか、受講した人が、若い人たちがきちっと活動に結び付いていくような形の取組をしてもらって、しかも、これも政策創造部のときに言ったんですけど、そういう活動をする若い人たちが集まれるようなプラットフォームみたいなのをしっかり整備していただいて、そして、県内のそういう地域交流とか社会貢献に活動する若い人たちを育ててほしいなとすごく思っています。

県民環境部、本当に青少年だけではなくて、県民環境政策課の協働の部分もありますし、また、男女参画とか人権課もいろいろ普及啓発センターを持っていますし、また、スポーツのほうも地域のスポーツクラブとかがあってNPO活動もしていると思うので、いろんなところが県民環境部と関連があると思います。そういうところとしっかりと連携して、またさっき言った政策創造部ともしっかりと連携をして、青少年の育成に努めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後ですけど、ちょっと気になったというか、この基本方針の一番下のところ。「NPO法人と行政等のニーズをマッチング」と書いてあるんですけど、ニーズをマッチングということは、NPO法人と行政のニーズがかみ合っていない部分があるということかなと思うんですけど、基本的にNPO法人というか、基本的には、仕事ではなく社会の課題の解決に向けて動いてくれているところなので、どっちかという県民を代表してやってくれているところですよ。ですから、NPO法人と行政のニーズをマッチングするというよりも、そのNPO法人がやってくれていることをしっかり行政はサポートして行って、それを実現していくということがやっぱり行政の役割かなと思うので、NPO法人、勝手にやっってるわというのではなくて、今の言葉で言うと県民ファーストということですね。やっぱり県民の代表でもありますから、積極的にやってくれている人なので、そういうような認識のほうがいいのではないかな。ちょっと気になったので、このあたり、お願いしておきたいと思います。

高井委員

この基本方針の一番右の「『環境首都・新次元とくしま』の推進」の中の、持続可能な循環型社会の実現で、食品ロスの削減に向けた県民運動の展開とありますけれど、6月の本会議でしたか、取組も提起があったと思いますが、これ、具体的にどのようなことを今しているのか、教えていただきたいと思います。

藤本環境首都課長

ただいま食品ロスの取組についてのお尋ねを頂きました。

食品ロスにつきましては、今、全国で、推計ですけれども約632万トンあるというふうに言われております。そのうち半数が家庭、半数が事業者というような割合になっているところがございます。

この問題につきましては、今年の5月に日本で開催されましたサミットの中の環境大臣会合におきましても議論されるなど、世界的な課題となっておりますので、本県においても率先して取り組むべき問題というふうに認識をしておるところでございます。

県におきましては、それに先立ちまして、昨年1月に策定をいたしました環境首都とくしま・未来創造憲章の中に、食物の恵みに感謝し、食材を無駄なく使い、食べ残しをやめましょうという項目を掲げまして、これまで出前授業とか出前講座、それからいろんなイベントの中での啓発に努めてきたところがございます。

現在の取組というところですけども、ちょうど今12月ということで忘年会シーズン、それから来年1月は年を越しますと新年会シーズンということになりますので、現在いろんなチラシをつくりまして、市町村、それから関係団体を通じて、県民の皆様へ食べ残しをやめようということ、それから、宴会のときの食べ残しが非常に多いものですから、宴会のときにはいろいろ飲みたいとかしゃべりたいというようなものもあると思うんですけども、最初の30分は食べていただくのに専念をしていただいて、そこから歓談をしてい

ただき、最後、また10分ぐらいはやはり残ったものを食べる時間を設けていただく、いわゆる3010運動というのを今、全国的に展開しておりますので、本県におきましてもそういうようなのを進めていくというようなチラシをつくりまして、先ほども申し上げましたが、市町村、関係団体から各県民の皆様、それから徳島市内の飲食店にもお配りをして御協力を要請しているところであります。

さらには、そういうようなのを啓発するパネルをつくりまして、各市町村に手を挙げていただきまして、現在16市町から手が挙がっていただいておりますので、12月1日から順次、各市町村の庁舎のホールですとか公民館等々でそのパネル展示を行っているところでございます。

高井委員

家庭と事業者でやっぱり半々ぐらいのロスということだったんですが、事業者といたら、やっぱり今の時期の、正にホテルとか式典事、会合事で残っている部分が多いのかなと思います。

皆さん、多分もったいないという意識はすごく根底にもあると思いますし、少数で食べに行ったら、多分注文以上のものは頼まないことが多いでしょうから、食べ残しも少ないんだらうと思いますが、家庭では、買い過ぎて賞味期限切れして残ってしまうということなのかなと。私なんかは、少々賞味期限が切れても気にしないほうで、感に頼って、匂いと味でいけたらいけると、それで今までぴんぴんしておりますので、多分少々のことはあたたっても心配ない体格にできているのかなとは思いますが、やっぱり事業者、今本当に、課長がおっしゃったように年末年始の今の時期が大事で、徳島県はエシカル教育も推進しております。もったいない運動、エシカル消費というのは、正に大事につくられたものを米1粒も残さない、大事に最後まで消費すると、神から与えられた恵みをきちんと最後まで消費するという意味でも、すごくエシカル消費という部分でも教育的にも大事な部分だと思います。

なので、さっきおっしゃったような県民運動を展開するとともに、県議会議員の方も会合事が多いと思いますので、最初の30分とか最後の10分という話でしたけど、最初の30分ってあんまりお料理が出てこないですよ。突き出しとかそんなものしかそろってなくて、それで、そのうちに話をしておこうと。あと、酔っぱらう前にいろいろ大事な話をしようと思って回ってしまったりして、そのまま帰ってしまうというパターンも多いかもしれません。最後の30分というか、途中の30分とか、何かイベント事があったら、皆さん席に座って食べましょうというふうな、いろんな工夫の取組が必要だらうと思います。しかし、かといって行政の側から事業者に向けてそういうことをしてくれと言うのもなかなか難しいと思いますので、やっぱり各県を、県民を代表する県議会議員の方にも御協力いただきながら、地元の皆さんに対しても、もったいないから残すのはやめようという働き掛けを、この12月、1月、することが大事なんじゃないかなと思います。

それに加えて、本当は、できることならば、事業者において持ち帰りのパックとかも置

いていただければ本当に有り難い。私なんか女性なので、やっぱり揚げ物とかは絶対心配ないですから、さすがに生ものは心配ですけど、自己責任で持って帰りますからという感じで、構わない。親しいところは言ったりすればパックをくれるんですけど、完全に持って帰る人は自己責任で、何も言わない、訴えないと。ただ、そういう仕切りで持って帰れるような対応ができれば、少しは減っていくのではないかなというふうに思います。なかなか、県のほうから、衛生上もいろいろあるかと思いますが、言いにくい部分もあるかと思いますが、そうしたことも一つ、県民運動の中に加えていけたらなと思います。

国のほうでは632万トンというお話でしたけど、なかなか、県独自で定量的にどれぐらいが廃棄されているのかというのを調べるのは難しいのではないかと思います。もしそういうのが調べることができたら、やっぱり減っていているというのが目に見えれば、非常に効果も出ていると、アピールにもなるんだらうと思うんですが、なかなかそういう、測定するのは難しいのでしょうか。

藤本環境首都課長

今、食品ロスがどのくらい出ているかというようなところですけども、やはりなかなか、測っていただくというのは難しいかなとは考えておりますけども、県民運動をこれから取り組む中で、その効果がどれぐらい出るか、出ているかというようなのは、やはり何らかの形では実証して行って、効果が高いのであれば、そういうような運動を更に進めていくというようなことも必要かと思っておりますので、どういう形ができるのかどうかわかりませんが、そのあたりはちょっと研究してみたいと思います。先ほど、高井委員のほうからいろいろ御支援と提案も頂きまして、誠に有り難いと思っております。

さらに、先ほど言い忘れましたけど、今ちょうど、今日持ってきていたのでちょっと紹介させていただきますけれども、こういうようなコースターを我がほうでもつくってございまして、どっちが表か裏かは、わかりにくいのですが、片方では、子供向けに、残さず食べよう、できるだけ残さず食べられる量を皿に入れてねという、家庭用です。反対側が、先ほど申しあげましたように宴会とか事業所用で、食べきろうということで、最初の30分とか残りの10分で食事タイムにしましょうというような、最近こういうのをつくりまして、こういうのも各種イベントで配布して啓発に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様方も御協力のほど、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

高井委員

皆さん、よろしくどうぞ、頑張りましょう。ありがとうございました。

原井副委員長

先だつての本会議の一般質問の中で、脱炭素社会の実現に向けて、県民総ぐるみでどのように取り組むかということで質問させていただいて、知事に御答弁を頂きました。

知事の御答弁の中をもう少し掘り下げて、僕から聞いてみたいと思うんですが、知事の

答弁の中で、真新しい取組として、プラスワン・エコアクション宣言、それとエコパートナー、それとエコサポーターという取組のキーワードとなる言葉が出てきました。

それぞれについて大体名前を聞いたなら何となくニュアンスがわかるんですが、概要とそういう取組というのは、企業に向けて行うのか、県民に向けて行うのか、いろいろあると思うんですが、その対象と二つについてそれぞれ教えていただけたらと思います。

藤本環境首都課長

ただいま原井副委員長のほうから、先だつての本会議での知事の答弁に関してのお尋ねでございます。

片仮名が多くて申し訳ないんですけども、三つの取組を考えております。

一つが、プラスワン・エコアクション宣言ということでございます。これにつきましては、今回も御報告をさせていただいておりますけれども、2030年に向けまして40%の温室効果ガスの削減という非常に大きな目標を掲げておりますので、達成に向けましては、やはり今以上に更なる取組を進める必要があるというふうに考えております。

そこで、プラスワン・エコアクション宣言というのは、多くの県民や企業さんなどを会員として持っていますいわゆる消費者団体、それから経済団体、それから事業者団体などを対象といたしまして、当然今も既にいろんな環境活動をやっていただいておりますけれども、今まで行っている活動に加えまして、新たにもう一つ何か新しい地球環境に優しい行動をとっていただくということを、県と一緒に宣言をしていただくようなものでございます。

それから、もう一つがエコパートナー協定というのがございます。これは、主に対象といたしましては企業とか団体を考えておりまして、県と県の環境施策にいろいろ共感を頂くような企業さんなり団体さんとともに、環境活動を県と一緒に推進していこうというような協定を結んでいこうということでございます。

それから、もう一つ、最後三つ目がエコサポーターということでございまして、これは個人の県民の皆様を対象といたしておりますので、県のほうでいろいろイベントとか講演会、研修会をやっておりますけれども、そういうところにやってきていただく方は、ある程度環境を意識している方、環境の知識のある方、これから何かやっっていこうという意欲のある方がほとんどだと思いますので、まずはそういう県のイベントに参加していただいた方をサポーターというふうにさせていただきまして、そういう方々がまた家庭に帰ったり、また地域に帰ったりして、その中でいろいろイベントなり研修会で学んでいただいた知識、それからこういうことをしたらいいんだというような行動方式、そういうようなものを広く広めていただくことによって、いわゆる県民の皆様、県民総ぐるみでの活動が実行できるような体制と言いますか、そういうような仕組みをつくっていききたいということで、今回三つの取組を提案させていただいているところでございます。

原井副委員長

よくわかりました。

加えて、もう一つ、知事の御答弁の中でありました、新たな表彰制度を創設すると、そういう御答弁がございましたが、この内容については先進的な取組をされておる企業とか、多分個人レベルも対象になってくるんだと思うんですけども、表彰制度の内容について教えていただけたらと思います。

藤本環境首都課長

今度、表彰制度のお話でございます。表彰制度は、今もございますけれども、ただ現在の表彰制度が、やはり環境美化とかリサイクルというところがメインになっておりまして、今回新たに創設をさせていただこうというのは、気候変動の条例が新たにつくられたということもありまして、いかに地球環境に貢献をしていただいたかというようなところを観点に表彰をしてまいりたいと思っております。

例えば、一番大きな要素といたしましては、直接的に各企業さんとかで温室効果ガスを大きく削減した、例えば1年間で10%削減したとかというような企業さんを表彰したり、また新たな省エネ機器とか、そういう制度を考え出して、作り出したような企業さんとか、また個人や団体ではいろいろ今回我々も普及に努めておりますカーボンオフセットとか、先ほど高井委員からも話ございましたけれどもエシカル消費とか、そのような新たな概念の普及啓発に尽力を頂いた方、こういう方を対象に、今、表彰するような制度をつくってまいりたいというふうに考えております。

原井副委員長

先だって9月に、これに対する条例が制定されたということで、今、お答えいただいた内容などは、それらのスキームができ次第、直ちに進めていくべきだというふうに考えておりますけれども、今、お答えできる範囲で、いつからスタートするとか、そういったことにお答えいただけたらと思います。

藤本環境首都課長

今の制度をいつからというふうなお尋ねでございます。副委員長もおっしゃられましたように、9月議会で皆様方の御賛同を頂きました新たな条例につきましては、来年の1月1日を施行というふうにさせていただいておりますので、まだ詳細の設計を、制度設計を今しておる途中ですので、具体的にいつからというのは申し上げにくいところでございますけれども、年が明けまして、年度内には幾つかのところでの宣言なり、協定なりが結べるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

原井副委員長

事前委員会で配られました新たな削減目標の設定と施策の展開という資料なんですけど、こちらのほうをいろいろ見させていただいた中で、結構専門的な用語がいろいろ使われて

おりまして、なかなか取っ付きにくい部分があると。それとやはり、二酸化炭素の削減というのはやっぱり空気ですので、目に見えないですので、減ったとしても、なかなか減ったということが実感しにくいと。そういう取っ付きにくい点がいろいろあるという中で、先ほどお話もありましたけども、親しみを持ってもらうために本条例を若者目線の意見も取り入れた「すだちくん未来の地球条例」と、そういうネーミングにして親しみを込めてつくったということで話をしておりましたけども、要はさっきいろいろ答えていただいた取組、それをいかにして県民の皆さんに広めていくか、そういったことが大事だというふうに思うんですが、それらの情報発信を今後どのように行っていくかと、情報発信の部分、お取組の方法など、今わかっている範囲で教えていただけたらと思います。

藤本環境首都課長

本会議の質問の中でも、原井副委員長のほうからいろいろ片仮名が多くて、なかなかわかりにくい言葉も多いということで、それらの言葉が皆さんに理解をされるということが、普及が進むということだというようにお話も頂いたところでございますので、できる限りいろいろな方法で、普及を進めたいというふうに考えております。

具体的には、先ほどの喜多委員への御回答と重なる部分もございますけれども、やはり我々公務員ではなかなか出ない発想ということで、やはり大学生とかの斬新な考え方を取り入れるという意味で、若者の方々にその後の条例の普及啓発方法について、いろいろ考えていただいているところでございますので、それにつきましてまた今度、年明けのフォーラムを開催いたしまして、その場で公表をさせていただくつもりでございますし、できるだけ速やかに普及啓発の方法を取り入れてまいりたいというふうに考えております。また、若者の方々の考えという中で、今回一つ出てきてまいりましたのが、もう今週末に迫っておりますけども、12月10日の土曜日にパリ協定の発効等を記念いたしまして、また条例の制定を記念いたしまして、アースパレードということで徳島駅前を大学生とか、あとまた小学生とか、若い世代を中心にパレードをさせていただこうというふうに考えております。

そこで、その途中で徳島駅前に、10メートルぐらいの広告塔があるんですけども、そこを今回リニューアルさせていただいて、新たな条例のPRの場にもさせていただこうというようなことも考えております。

さらには、これも先ほど喜多委員のほうから御質問がありましたけれども、西新浜町に今整備を進めております新たな環境活動連携拠点、ここでは普及啓発機能、それから環境学習機能という機能を持たせようと考えております。さらには、いろいろな会議とかセミナー、講演会等ができる会議室スペースも用意をするつもりでございますので、そのような場を使いまして、より多くの県民の皆様方にこの条例なり、削減目標の施策展開の中身を知っていただき、また現在の地球環境の厳しさ、今後どうなっていくかというような将来予測、そのあたりも知っていただいて、できる限り多くの方々が、私も何かやらなきゃいけないなというような気持ちを持っていただいて、県民総ぐるみ、県民総活躍というこ

とで、脱炭素社会実現に向けての取組を進めてまいりたいと思っております。

原井副委員長

脱炭素社会の実現に向けた2030年の目標ということで、まずは息の長い活動と、それに加えて新たないろいろ技術も進歩しますので、家電とか、また住宅においてもゼロエネルギーハウスですか、いろいろ技術も進歩していますので、それらについていくスピード感というのも、やっぱり重要になってくるだろうというふうに思います。

そして何よりも、部局においては、部局の長である部長のリーダーシップが必要になってくるとは思いますけども、最後に、私と同じ吉野川市民の田尾部長に意気込みをすばっと語っていただいて終わりにしたいと思っております。

田尾県民環境部長

それでは、「環境首都・新次元とくしま」を私ども標ぼうしているからには、常に新機軸等を打ち出して、環境に関する新しい知見を貪欲に吸収し、それを施策の上にも反映させていきたいという思いでございます。

また、県民総活躍、広く県民の方にもそういう環境の私ども新しい取組というのを広げていくために、あらゆるツールを使ってプラットフォームとしての環境活動連携拠点、それからインターネット等々もフルに活用しながら、広く県民を巻き込んでと言いつつも、環境問題はやはり一つ一つの積み重ねが大事でございますので、委員各位の絶大なる御協力も頂きながら、環境問題にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第7号，議案第15号，議案第16号

以上で，県民環境部関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」という者あり）

それでは，そのようにいたします。

次に，当委員会の閉会中継続調査事件について，お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については，閉会中に調査することとし，その旨，議長に申し出たいと思いますが，これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって，さよう決定いたしました。

それでは，これをもって，総務委員会を閉会いたします。（15時55分）